

澁川市国民健康保険あかぎ診療所の
あり方に関する報告書（案）

令和4年2月 日

澁川市国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会

第1 国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会について

1 委員会設置の目的

渋川市国民健康保険あかぎ診療所の、地域医療を担う医療機関としての必要性和今後あり方を検討するため、「渋川市国民健康保険あかぎ診療所のあり方検討委員会」を設置する。

2 委員会の役割

渋川市の今後の地域医療を総合的に俯瞰し、渋川市国民健康保険あかぎ診療所の経営形態のあり方そのものをより詳細に、そして様々な可能性について多角的に検討し、診療所の医療機関としての必要性や今後の機能等のあり方について市長へ報告するもの。

3 委員会の組織等

市民や医療、福祉関係者など、各分野の委員8人で構成した。

| 氏名 | 所属、職等 | 分野 |
|-------|--------------------------|------|
| ◎川島 理 | 渋川地区医師会会長 | 地域医療 |
| ○田中 誠 | 公認会計士 | 識者 |
| 狩野美喜子 | 渋川市社会福祉協議会理事 | 地域福祉 |
| 千木良英昭 | 群馬県渋川保健福祉事務所所長 | 行政機関 |
| 平形 清恵 | 渋川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会長 | 被保険者 |
| 平沢 孝雄 | 赤城地区自治会連合会会長 | 市民 |
| 眞下 宗司 | 渋川広域障害保健福祉事業者協議会理事長 | 障害福祉 |
| 村上 忠明 | 群馬県介護支援専門員協会渋川支部支部長 | 介護福祉 |

(◎は委員長、○は副委員長、以下五十音順／敬称略)

4 委員会の開催状況

| 回 | 開催日 | 会場 | 検討内容等 |
|-----|------------|---------|------------------------------------|
| 第1回 | R3. 10. 21 | 市役所第2庁舎 | ・委員長及び副委員長の選出について ・診療所の運営状況について |
| 第2回 | R3. 11. 25 | 市役所本庁舎 | ・渋川市の医療の状況について ・診療所のあり方について |
| 第3回 | R3. 12. 15 | 市役所本庁舎 | ・診療所のあり方について |
| 第4回 | R4. 1. 26 | 市役所本庁舎 | ・診療所のあり方について ・報告案について |
| 第5回 | R4. 2. 14 | 市役所本庁舎 | ・報告書について |

第2 国民健康保険あかぎ診療所のあり方について

1 現状

国民健康保険あかぎ診療所は、医療・介護・保健・福祉の連携とサービスの充実を図るため、昭和20年代初期に設置された旧赤城北診療所及び南診療所の統合を経て、平成22年に開院した公設の診療所である。

そして、医療機関の偏在と医療不足地域への対応だけではなく、地域包括ケアシステム構築への貢献や在宅医療の推進など、地域の保健医療福祉を担う機関として、地域と深く関わりながら経営を続けてきた。

また、国内で新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令された令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や市民の不安解消を目的に、医師会協力のもと、県内に先駆けて発熱スクリーニング外来を設置し、また、令和3年度は、市民に対して新型コロナウイルスワクチンの接種を積極的に行うといった、公設の医療機関としての役割を果たしてきた。

一方で、近年では外来患者数が減少傾向にあり、また、一般会計からの繰入金が増加しない状況が続く、経営改革の必要性が大きく迫られたことから、市では令和2年度に、人件費や管理費を圧縮するなどの経営改善を図ったところである。

なお、医師の退職に伴い、診療所は令和3年12月17日より休止となっている。

2 検討の視点

本市では、人口減少や少子高齢化による公共施設等の利用状況の変化、税収の伸び悩みに加えて普通交付税の減収が見込まれるといった厳しい財政状況のなか、安定かつ効率的な行財政運営を行うため、事務事業の見直しや行政と民間の役割分担の見直しによる外部委託・民営化等に取り組んできた。

このようなことを背景に、令和2年度渋川市議会12月定例会では、「国保あかぎ診療所の経営状況及び今後の取組について」を報告し、その中で、「診療形態のあり方を検討し、外来診療や訪問診療の内容を精査するとともに、民間活力を活用した運営など、経営形態のあり方についても検討する」としている。

以上のことから、国保あかぎ診療所の今後のあり方については、今後の地域医療を総合的に俯瞰し、経営形態そのものをより詳細に、そして様々な可能性について多角的に検討し、以下の視点で取りまとめる。

(1) 地域医療機関としての必要性

設置の目的や社会的ニーズ、医療需要等から、地域の医療機関としての必要性を示す。

(2) 地域医療機関として確保するための経営形態

持続可能な運営方法を目指し、民間活力を活用した運営など、様々な経営形態の可能性について示す。

(3) その他意見

委員それぞれの立場における意見について、委員会として必要な意見を附帯する。

3 今後のあり方

(1) 地域医療機関としての必要性

本市における医療機関は、渋川地区に集中する一方、そのほかの地域では不足しており、国保あかぎ診療所の所在地は、本市の医療機関として北限に位置し、5.0 km 以内の道程には他の診療所は存在しない。

また、本市の65歳以上の人口割合は、平成7年から令和2年にかけて倍増しており、高齢化が進んでいる状況である。

今後の医療需要予測や医療体制の充実に対する市民からの要望を考慮すると、地域の医療機関として今後も必要であると考ええる。

(2) 地域医療機関として確保するための経営形態

地域医療機関として持続可能な運営の確保に向けては、人材の確保、人件費率などの運営の効率化、事業の継続性等を背景として、その経営形態を以下のとおり示す。

① 【国保直診・公営】

国民健康保険あかぎ診療所は、国保診療所の使命である「地域医療を確保するとともに疾病予防・介護予防を通じ、地域住民の健康と安心を守る」ため、地域に支えられ、深く関わりながら経営を続けてきた。

公立病院が担う医療は採算確保に困難性を伴うものが一般的であり、医師の働き方改革に対する社会的懸念等により、民間事業者の進出については、金額等条件面の作成やその候補となる相手方の選定等に時間と困難性を要する。

現在は休診中であること、また、新型コロナウイルス感染症への対応や複雑化する地域医療ニーズへの関わりを考慮すると、今後も地域医療に深く関わりながら市民の健康と安心を守り続けることのできる、現在の経営形態を維持していくことが適当であると考ええる。

なお、医療人材や診療所経営に精通した職員の確保、経営感覚及びコスト意識の醸成や従来の運営状況の課題への対応と共に、市民に対する運営状況の開示はもとより、公設の機関が果たさなければならない役割を明確にするなど、市民負担（一般会計負担）への理解と地域の信頼構築に努める必要があると考ええる。

一方で、超高齢化社会を迎えるにあたり、在宅医療環境の整備が求められるなか、医療、介護が連携したサービスの提供を行うためには、民間の経営能力を活用することが効果的であると考えることから、想定される経営形態について以下のとおり示す。

② 【国保直診・指定管理者制度】

指定管理者制度は、民間事業者等独自のノウハウを活用することで、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ市民サービスの向上を図るものであり、他の自治体の病院や診療所経営にあたり導入実績を有する。

これにより、契約によって相手方が提供する医療の責任範囲を明らかにすることで一定の公共性が確保でき、また、民間事業者の創意工夫による効果的・効率的な運営により、医業収支の改善、一般会計からの操出金の縮減、事業者の提案による地域ニ

ーズに応える他のサービス展開が期待される。

なお、制度導入直後に収益性が改善する確証はなく、指定管理料として収支不足分を市が補填しなければならないこと、また、地域医療の水準確保に向けた指定管理に係わる諸条件の作成や候補となる法人の選定、条例改正等に少なくとも一年程度を要する見込みであること、そして、医師不足を背景に適切な候補先が見つからない、又は相手先の経営難などで事業継続が困難になる可能性があるといった懸念に十分留意する必要があると考える。

③ 【民間譲渡】

地域において必要な医療は公・民の適切な役割分担により提供されるべきものであり、「民間にできることは民間に委ねる」という考え方や市の財政負担を背景とした場合には、経営面や施設面など診療所事業そのものを医療法人等に譲渡し、民間の医療機関として医療の提供を行う手法が適当であると考えられる。

これにより、診療所の経営にあたっては市民負担（一般会計負担）を必要とせず、民間事業者の創意工夫による効果的・効率的な運営と、独自の給与等の規定による弾力的な人材確保が可能となり、また、診療所以外のスペースを有効活用した地域需要に応じたサービス展開が期待される。

なお、一定水準の医療提供の継続、譲渡にかかる諸条件の作成、候補となる法人の選定等に少なくとも一年程度を要する見込であること、また、医師不足を背景に適切な候補先が見つからないといった可能性があることに留意する必要がある。

そして、万が一相手先の経営難などで事業継続が困難になった場合には、医療機関としての機能だけではなく、地域診療の拠点を失う事態になることをしっかりと認識する必要がある。

④ 【民間貸付】

指定管理者制度や民間譲渡の導入にあたり一定の時間を要すること、また、民間譲渡に対する継続性の担保といった懸念に対しては、医療の提供を条件として民間事業者が施設を貸与する手法についても考慮する。

なお、相手先が見つからないことや指定管理者制度とは異なり医療提供については長期間保証されていないこと、また、現在の国保直診の枠組みである条例等を変更又は廃止する必要がある、相手先の判断で撤退した際には診療行為の再開に時間を要する可能性について留意する必要がある。

これら運営形態の変更については、市民の理解を得ることが最も重要であり、資料等の公開や地域に対する丁寧な説明を強く求めるものである。

(3) その他検討委員会としての意見

本検討委員会では、現在の国保あかぎ診療所の設置場所に関連し、地域の医療機関へのアクセス状況についても意見が交わされた。

そのうえで、本市の高齢化の進展を考慮し、現在の公共交通機関よりも利便性の高い公共交通システムの構築について検討していただくよう要望する。